

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	304 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	285 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年3月までの期間及び平成2年10月から7年6月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月から53年3月まで
② 平成2年10月から7年6月まで

私は、昭和52年ごろに友人から国民年金の加入を勧められ、市役所で任意加入の手続を行った。私は、国民年金に加入した時期が遅かったことから、加入当初から付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。少しでも長く保険料を納付したいと思い、私は、平成2年に市役所で60歳以降も継続して保険料を納付するための手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。

私は、受給額を増やすために、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①の付加保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされ定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する年金手帳の記録では、昭和52年9月に任意加入し「被保険者の種別変更」欄に付加保険料を意味する「附」のスタンプが押されている上、申立人が居住していた市の被保険者カードには付加保険料を意味する「所得比例 52年9月から」の表示が記載されていることが確認できることから、加入当初の付加保険料のみ納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立期間①は、7か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金被保険者期間はすべて納付済みである。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金の任意加入手続を行った時期が遅かったため、少しでも長く国民年金保険料を納付したかったと主張しているところ、当時、刺繡^{しゅう}のけいこ仲間から、60歳以降も継続して保険料を納付すれば年金受給額を増やせるという話を聞き、自分も必ず納付しようと思っていたと述べており、60歳から国民年金に任意加入したとする動機は明確であり、信憑^{びよう}性がうかがえる一方、申立人が64歳であった平成7年*月に任意加入し、その後65歳までの3か月のみ付加保険料を含めて保険料を納付したとするオンライン記録には、不自然さをぬぐい切れない。

また、申立人は、60歳以降も駅前に所在する市役所へ行き、1階の窓口で中年の男性に、毎月付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたことを具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時居住していた市では、市役所の窓口で納付書により保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が所持する年金手帳、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者カードでは、当初、申立人の氏名が誤って記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料を納付している期間もある上、国民年金の種別変更手続も複数回適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月及び昭和 54 年度のうち 4 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月
② 昭和 52 年 11 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 7 月に転居をしたのをきっかけに、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、時期はよく憶えていないが、妻が金融機関で毎月又は数か月ごとに夫婦二人分を納付した。保険料月額は二人分で 8,000 円から 1 万円ぐらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間①直後の昭和 51 年 5 月 1 日に国民年金の資格喪失手続を適切に行っていることが確認でき、約 4 年間にわたり継続して国民年金保険料を納付していた申立人が、資格喪失直前の 1 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 55 年分の市民税・県民税申告書を所持しており、昭和 54 年度の国民年金保険料 8 か月分に相当する金額が記載されていることが確認できることから、同年度のうちの 4 か月分の保険料を昭和 55 年に夫婦二人分納付したと考えるのが合理的である。

2 一方、申立期間②のうち、市民税・県民税申告書の無い期間については、申立人は国民年金保険料の納付方法及び納付時期についての記憶が曖昧であることから、申立期間②当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人と一緒に納付していたとするその妻も保険料が未納となっている。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示すほかの関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月及び昭和 54 年度のうち 4 か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの期間、51年4月及び昭和54年度のうち4か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和51年4月
③ 昭和52年11月から59年3月まで

私は、昭和47年7月に転居をしたのをきっかけに、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、時期はよく憶^{おぼ}えていないが、私が金融機関で毎月又は数か月ごとに夫婦二人分を納付した。保険料月額は二人分で8,000円から1万円ぐらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を夫婦二人分納付していたと主張しているところ、申立期間①の夫の保険料は納付済みとなっていることが確認でき、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である上、申立期間①は6か月と短期間である。

また、申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間①直後の昭和51年5月1日に国民年金の資格喪失手続を適切に行っていることが確認でき、約4年間にわたり継続して国民年金保険料を納付していた申立人が、資格喪失直前の1か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間③について、申立人の夫は、昭和55年分の市民税・県民税申告書を所持しており、昭和54年度の国民年金保険料8か月分に相当する金額が記載されていることが確認できることから、同年度のうちの4か月分の保険料を昭和55年に夫婦二人分納付したと考えるのが合理的

である。

- 2 一方、申立期間③のうち、市民税・県民税申告書の無い期間については、申立人は国民年金保険料の納付方法及び、納付時期についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、申立期間③当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人と一緒に納付していたとするその夫も保険料が未納となっている。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示すほかの関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間、51 年 4 月及び昭和 54 年度のうち 4 か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、42 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 42 年 7 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年に自宅に来た区役所の担当者から国民年金制度について説明を受けたので、区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入当初の国民年金保険料は、私又は母親が区役所で納付していた。その後、時期は憶^{おぼ}えていないが、私又は母親が自宅に来た集金人に保険料を納付するようになった。いずれの場合も、保険料を納付した際に、国民年金手帳に印紙^はを貼ってもらい、検認印を押された。

また、昭和 42 年 11 月に結婚した後に、妻が、それまで未納であった数か月分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付し、その後は、夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に一緒に納付してきた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 36 年に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立人又はその母親が、印紙検認方式により、加入当初の国民年金保険料を区役所で納付し、途中からは、自宅に来た集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 12 月から 37 年 4 月までの間であると推認でき、申立期

間①当時申立人が居住していた市では、印紙検認方式による保険料の収納が行われていたこと、及び同年7月から集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できる上、納付したとする金額も申立期間①当時の保険料額と一致していることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②については、申立人は、昭和42年11月に結婚した後に、その妻が、それまで未納であった数か月分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付し、その後は、夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に一緒に納付してきたと主張しているところ、その妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、その妻が国民年金の加入手続を行ったのは、43年2月ごろであると推認でき、その妻は、国民年金の被保険者資格をさかのぼって取得した42年11月から60歳に到達するまでの30年以上に渡る期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、その妻は、「自分が、夫婦二人分の保険料及び結婚当初未納であった夫の数か月分の保険料を自宅に来た集金人に納付した。」旨証言していることから、その妻が、申立期間②の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間③の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から43年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和38年5月に結婚し、義父及び義姉と同居するようになり、時期ははっきりと分からないが、義姉が、自宅に来ていた銀行の担当者に勧められ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、45年10月に別居するまでの期間、義姉が、銀行の同担当者に、義姉、夫及び私の3人分の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。私は、義姉と一緒に納付してくれていた夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義姉が夫婦及び義姉自身の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張しているところ、申立期間①のうち、昭和42年7月から43年3月までの期間については、申立人の夫は、結婚後も、義姉が、母親代わりに夫婦の面倒を熱心に見ていたと述べており、申立人の加入手続を勧められたとするその義姉が、自身の加入手続を行いながら、申立人の加入手続を行わなかったとすることは不自然であることから、申立人についても同時期に加入手続を行ったものと推認でき、また、その夫及び義姉は、当該期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人についても当該期間の保険料を同様に納付していたものと考えても不合理ではない。

また、申立期間②については、一緒に納付したとするその夫及び義姉も国民年金保険料が納付済みとされている上、前後の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大

きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間②後、2か月の未納期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、60歳到達後も任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和38年5月から42年6月までの期間については、申立人は、その義姉が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び同期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとする義姉から、加入手続時期や保険料の納付方法などの証言を得ることができないため、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする義姉は、同期間、義姉自身が国民年金の未加入期間である。

さらに、申立人が、同期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの期間及び44年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から52年9月まで
② 平成7年7月から同年10月まで

私の母親が、私及び妻の国民年金の加入手続きを行い、私、妻及び母親の3人分の国民年金保険料を自治会の集金人に一緒に納付していたと思う。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、平成8年1月に会社を退職した後に、市役所で私と妻の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、厚生年金保険と国民年金がつながるように、納付書を発行してもらい、後日、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成8年1月に会社を退職した後に、市役所で申立人及び妻の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、厚生年金保険と国民年金がつながるように納付書を発行してもらい、後日、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その妻の申立期間②及び申立人夫婦の同年1月及び同年2月の保険料は同日に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の申立期間②の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②に近接する平成8年3月の国民年金保険料は、重複納付により同年11月に還付されていることが、オンライン記録により確認できるが、その時点において、申立期間②の保険料が未納であれば、本来その一部に充当されるべきであり、還付されることはなかったものと考え

られることから、還付の時点では申立期間②の保険料は納付済みとされていた可能性がある。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立人夫婦及びその母親の3人分の国民年金保険料を自治会の集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和52年11月ごろであると推認され、その時点では、当該期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 63 年*月ごろに、町役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付書により納付していた。私は、20 歳到達時の同年*月から就職した平成 3 年 3 月までは大学生であったが、母親は私の将来のためと言い、私を国民年金に任意加入させ、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が大学生当時の母親の住所地において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は、当時、遠隔地の大学の学生であり、20 歳到達時の住民票の住所地が、母親の住所地と同一であったか否かについては、申立人の弟（次男）も申立人と同様の状況であった時期に、弟の保険料が母親の住所地で納付されていることなどからみて、同一であったものと推認でき、これにより、母親が町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、母親の住所地に所在する金融機関で保険料を納付することは可能であったものと考えられる。その上、申立人の第二人が大学生当時の保険料が納付済みであることから、長男である申立人のみ申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その母親が金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、同金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、その母親は、「息子（申立人）の申立期間の保険料は、郵便局で納付することができなかったため、

銀行で納付していた。」としているところ、当時、申立人が居住していた地域において、郵便局で現年度納付による保険料の収納事務が開始されたのは申立期間後の平成5年であることが確認できることから、母親の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「息子（申立人）の将来のために、大学生であったが国民年金に任意加入したほうが良いと思い、町役場で加入手続を行い、保険料を納付書により金融機関で納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで

私は、会社退職後、非常勤の仕事に就職したため、平成6年4月に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたが、災害のため、一時期、保険料を納付できていなかった。平成7年4月、その災害の影響で、私は、転職しなければならなくなり、別の市に転居し、就職先では共済組合に加入した。その後、私の母親が、実家にあった国民年金に関する書類で、申立期間の保険料を納付してくれていたにもかかわらず、保険料が未納及び納付記録無しとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年12月から7年3月までの期間について、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付してくれたはずだと主張しているが、その母親は、自身は国民年金に任意加入し、付加保険料を納付するなど納付意欲は高かったものと認められ、その母親が、災害が原因で仕事ができなくなった申立人の将来を心配して、未納とされている4か月の保険料を、当時、求職活動中であった申立人に代わって納付したとする申立内容に不自然さはない。

また、申立人の国民年金保険料を提供していたとするその父親の標準報酬月額、申立期間当時、高かったことが確認できることから、申立人の実家には申立人の保険料を納付するための十分な資力があったものと推認できる。

2 一方、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの期間について、

申立人は当該期間の始期である平成7年4月に市外に転居すると同時に、新たに転職し、その勤務先で新規に共済組合に加入していたことが確認できる。

また、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人自身は保険料の納付に直接関与していない上、その母親は、当該期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶は曖昧であることから、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月、同年7月及び52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月及び同年7月
② 昭和48年9月から同年12月まで
③ 昭和52年10月

私は、昭和46年7月ごろ、姉に勧められて市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、どこで、納付したのか憶えていないが間違いなく保険料を納付したはずである。申立期間②については、49年1月に会社に就職した際、さかのぼって国民年金の加入手続を行い、納付していなかった当該期間の保険料を納付した。申立期間③については、52年6月に会社を退社後に転居した際、その転居先の区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所で当該期間の保険料を納付した。申立期間①及び③の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年7月ごろ、姉に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行時期から同年同月に国民年金に加入していることが確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間③について、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を区役所で納付したと主張しているところ、当時、同区役所で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和 52 年 6 月に会社を退社して転居した後、適切に国民年金の加入手続を行っていることが確認できる上、申立期間③の直前まで国民年金保険料を継続して納付していることから、厚生年金保険に加入する直前の当該期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間①及び③は、それぞれ 2 か月及び 1 か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間②については、申立人は、昭和 48 年 9 月に実家へ帰った後、49 年 1 月に会社に就職した際、区役所でさかのぼって国民年金の加入手続を行い、その場で未納となっていた申立期間②の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、同区役所には申立人の国民年金被保険者名簿は存在していない上、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳には、当時居住していた住所が記載されていないことから、申立人は同区役所で国民年金の加入手続を行わなかったとするのが自然である。

また、申立期間②について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、実際に納付した場合の金額と相違していることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月、同年 7 月及び 52 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和55年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口で国民年金保険料及び国民健康保険料を納付書により同じように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、窓口で国民年金保険料及び国民健康保険料を納付書により同じように納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年4月から同年5月までの間であると推認できる上、申立人は、居住する市の保険年金課長と同年5月に交わした国民健康保険料の「納付誓約書」を所持していることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和55年4月から申立期間直前の56年12月までの国民年金保険料は、現年度納付されていることが確認できる上、申立期間直後の昭和57年度の保険料は現年度納付されたものと推認できることから、申立人が3か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年12月まで

私の国民年金の加入手続は、友人に勧められたため、区役所で行った。時期は不明だが、私が銀行へ行き、納付していなかった20歳からの国民年金保険料を納付書で2、3回に分けてさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和49年*月から60歳に到達するまでの30年間に渡る期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、時期は不明だが、申立人が銀行へ行き、納付していなかった20歳からの国民年金保険料を納付書で2、3回に分けてさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳から、申立人が20歳に到達した昭和39年*月から申立期間直前の47年3月までの保険料が、第2回特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間は、第2回特例納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であるにもかかわらず、第2回特例納付により納付した期間に含まれておらず、同期間を含む申立期間の定額保険料額は、第2回特例納付による1か月当たりの保険料額よりも安価であることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、第2回特例納付とは別に、定額保険料を納付することが可能な時期に申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められな

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

私は、昭和44年12月ごろに引っ越してしばらくしてから、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入手続の際に、同年6月に会社を退職してからの保険料も納付できるように、市役所の窓口でお願いし、未納期間がないようにすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月ごろに引っ越してしばらくしてから、市役所で国民年金の加入手続を行い、同年6月に会社を退職してからの国民年金保険料も納付できるように市役所の窓口でお願いし、未納期間がないようにすべて納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、45年5月ごろであると推認され、申立人の被保険者資格取得時期は44年6月とされており、同年同月から45年3月までの保険料は、同年11月に過年度納付されていることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間直後の昭和45年7月から52年3月までの国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人が加入手続を行った当初の3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料は当初納付済みとされていたが、平成21年8月に、未納とされていることが確認でき

ることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月及び同年5月
② 昭和61年4月から平成元年10月まで

私は、私の母親に勧められたことから、昭和50年5月ごろに区役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、同じ敷地内に住んでいた母親が集金人に納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間の納付記録の欄に国民年金保険料の納付を示す「納」の文字が記載されていることが確認できることから、申立人は申立期間の保険料を納付したものと認められる。

また、申立期間①は2か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立期間を通じて申立人の住所及びその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、その母親が集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は平成3年10月に記録訂正されており、それまでは、申立人は第3号被保険者であったことが確認できることから、その期間は集金人に保険料を納付しなかったとするのが自然である。

また、申立人は、平成3年10月7日に、昭和57年12月までさかのぼっ

て、任意加入被保険者期間を強制加入被保険者期間に、第3号被保険者期間を第1号被保険者期間に資格訂正されている。これに伴い、申立人は61年4月以降の第1号被保険者期間が未納期間となったことから、その時点で時効前の、国民年金保険料の納付が可能な平成元年11月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料は時効により納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、しばらくは国民年金に加入していなかったが、昭和 49 年ごろに子供が産まれたことを契機に、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続の際に、職員から、「過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できます。」と説明され、その際に交付された年金手帳に未納期間の保険料額を記載してもらい、区役所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年ごろに、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際にさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 11 月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第 2 回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の所持する年金手帳には、申立人は、47 年 4 月から国民年金の強制加入者と記載されていることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人は、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行った際に、職員に未納期間の国民年金保険料額を年金手帳に記載してもらい、その金額の保険料をその場でまとめて納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額が記載されていることから、申立人の妻が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付したと考えるも特段不合理な点は認

められない。

さらに、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について、第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、その妻は、「夫（申立人）が国民年金に加入していなかったことを知っていたので、加入手続を行った際に、さかのぼって納付できる期間と金額を計算してもらい保険料を納付した。」旨証言している。

加えて、申立人の所持する年金手帳では、昭和47年4月から国民年金の強制加入者と記載されているが、オンライン記録では、申立期間当時、申立人は任意加入者とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後しばらくして、夫に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅近くの郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「妻(申立人)は、当時、私の給料日の後に、近くの郵便局で定期的に国民年金保険料を納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月、60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 54 年 7 月
③ 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

私達夫婦は、昭和 45 年ごろ、友人に勧められ、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、国民年金制度を知ったのが遅かったため、国民年金の加入手続後、将来、年金が満額支給されるように計算してもらい、国民年金保険料を一括納付した。一括納付した時期及び一括納付した金額は憶えていないが、昭和 36 年 4 月までさかのぼって納付したはずである。

申立期間②及び③については、国民年金の加入手続後、夫婦二人分の国民年金保険料を 3 か月か 2 か月ごとに納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人夫婦は、申立期間②直前の昭和 54 年 6 月に転居していることが住民票により確認でき、特殊台帳には、同年 10 月に国民年金の住所変更を行っている旨が記載されている。住所変更手続後に、当該期間直後の国民年金保険料をさかのぼって納付していることから、1 か月と短期間の保険料をさかのぼって納付していたとしても特段不合理な点は見受けられない。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間③については、当該期間の前後の国民年金保険料は納

付済みとされており、当該期間の前後を通じて申立人夫婦の住所や職業に変更はなく、申立人の経済状況に特段の変化は認められない。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、60歳以降も任意加入するなど保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人夫婦は、昭和46年11月ごろ、国民年金の加入手続を行い、47年6月に40年4月から46年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を、第1回特例納付及び過年度納付により、納付していることが確認できるが、昭和3年生まれの申立人は、その時点で、未納となっていた保険料について、特例納付及び過年度納付を行い、60歳到達時まで保険料を納付し続けることで、年金の受給資格を満たすことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮し、40年4月までさかのぼって特例納付をしたと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金の資格取得日が昭和36年4月となっており、その時期までさかのぼって国民年金保険料を納付しているのではないかと述べているが、資格取得日は、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及することから、保険料の納付開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月、60年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和55年3月

私達夫婦は、昭和45年ごろ、友人に勧められ、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、国民年金制度を知ったのが遅かったため、国民年金の加入手続後、将来、年金が満額支給されるように計算してもらい、国民年金保険料を一括納付した。一括納付した時期及び一括納付した金額は憶えていないが、昭和36年4月までさかのぼって納付したはずである。

申立期間②については、国民年金の加入手続後、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月か2か月ごとに納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が申立期間当時、居住していた住所地の国民年金保険料の納付サイクルは、2か月ごとであったことが確認できることから、2か月の納付サイクルであった当該期間の保険料が1か月分のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後を通じて申立人夫婦の住所や職業に変更はなく、申立人夫婦の経済状況に特段の変化は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入手続後の国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に納付していたとするその妻の申立期間②の保険料は納付済みとされている。

2 一方、申立期間①については、申立人夫婦は、昭和 46 年 11 月ごろ、国民年金の加入手続を行い、47 年 6 月に 40 年 4 月から 46 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を、第 1 回特例納付及び過年度納付により、納付していることが確認できるが、大正 10 年生まれの申立人は、その時点で、未納となっていた保険料について、特例納付及び過年度納付を行い、60 歳到達時まで保険料を納付し続けることで年金の受給資格を満たすことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮し、40 年 4 月までさかのぼって特例納付をしたと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金の資格取得日が昭和 36 年 4 月となっており、その時期までさかのぼって国民年金保険料を納付しているのではないかと述べているが、資格取得日は、強制加入期間の初日まで遡^{そきゆう}及することから、保険料の納付開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年2月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

私は、昭和36年4月前に、自宅で、戸別訪問を行っていた区役所の職員に国民年金に加入するよう勧められたため、同じく訪問を受けた友人と話をした後、国民年金に加入した。

昭和36年4月からは、自宅に来ていた集金人に印紙によって毎月国民年金保険料を納付していた。その後1年くらい経ち、納付書によって保険料を納付できるようになってからは、自宅近くの郵便局で保険料を納付し、他区へ転居してからも自宅近くの郵便局で納付していた。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和43年4月に、国民年金の任意加入後、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立期間②は、3か月と短期間であり、前後の保険料は納付済みとされていることから、申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を提供していたとするその夫の標準報酬月額額は、申立期間を通じて、ほぼ最高等級で推移していることから、申立人が当該期間の保険料を納付するための資力は十分にあったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、当初、国民年金保険料を集金人に印紙により納付し、その後1年くらい経過してからは、納付書によって納付したと述べているが、申立期間①当時居住していた住所地の役所に確認したところ、印紙検認による収納方法から、納付書による収納方法への切替は、昭和45年から47年ごろであったとしており、当該期間には、納付書は発行されていなかったことが確認できることから、申立内容と合致しない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和43年3月に国民年金に任意加入しており、申立期間①は、未加入期間であるため国民年金保険料をさかのぼって納付できない期間である上、申立人と同時期に区役所の職員から国民年金に加入することを勧められたとするその友人は、同年4月に国民年金の任意加入をしていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間①以降国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から同年11月まで
② 昭和45年7月
③ 昭和48年7月から同年9月まで

申立期間①及び②については、それぞれ私が会社を退職した後に、父親が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料も、私が結婚するまで父親が納付してくれたと思う。

申立期間③については、現在居住する市に転居した後に、社会保険事務所（当時）で当該期間を含めて未納となっていた期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するための納付書を発行してもらい、何回かに分けて納付したと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、現在居住する市に転居した後に、未納となっていた期間の国民年金保険料を何回かに分けてさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によれば、昭和47年4月から同年6月までの期間及び同年10月から当該期間直前の48年6月までの期間の保険料が、申立人が現在居住する市に転居した後の55年6月に、それぞれ第3回特例納付により納付されていることが確認できる。

また、当該期間は、強制加入期間であり、第3回特例納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であることから、当該期間の直前までの合計12か月分の保険料を特例納付した申立人が、3か月と短期間で

ある申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②の加入記録は、平成12年3月に追加訂正されたことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳に記載された最初の被保険者資格取得時期も昭和45年8月であることから、申立期間①及び②は、その当時国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和56年8月31日から57年4月15日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年4月15日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和56年8月及び同年9月は16万円、同年10月から57年3月までは17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月16日から同年5月7日まで
② 昭和50年7月16日から51年7月23日まで
③ 昭和53年3月1日から55年7月1日まで
④ 昭和56年8月31日から58年6月1日まで

私は、昭和50年2月16日から同年5月7日までの期間及び同年7月16日から51年7月23日までの期間について、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和53年3月1日から63年3月1日までの期間について、B社に勤務していたにもかかわらず、53年3月1日から55年7月1日までの期間及び56年8月31日から58年6月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、雇用保険被保険者記録から、申立人が当該期間にB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」とい

う。)は昭和56年8月31日と記載されており、当該適用事業所でなくなったとする処理及び申立人が同日に資格喪失した旨の処理は、全喪日の後の57年3月5日に行われている上、同社において厚生年金保険被保険者であった多数の者について同様の処理が行われていることが確認できる。

また、上記の者のうち、3名の厚生年金保険被保険者資格の取得日がB社の全喪日より後の日付となっていたことから、昭和57年4月15日付けで、同社の全喪日を、当初の56年8月31日から57年1月30日へ訂正した旨が上記被保険者名簿に記載されている。

さらに、昭和57年に申立人の健康保険被保険者証が更新されていることが記録されている上、申立人と同様に同年に健康保険被保険者証が更新された者が多数いることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年1月30日において、B社が当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、有効な処理がなされたとは認められず、申立人の当該期間に係る資格喪失日は、B社に係る全喪日の訂正処理が行われた57年4月15日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た昭和56年8月及び同年9月は16万円、同年10月から57年3月までは17万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人はA社の同僚1名の氏名を覚えていたが、当該同僚は既に死亡しており、ほかの同僚及び上司について記憶していないことから、照会を行うことができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された当時の事業主も既に死亡しており、当時の役員の連絡先も不明であることから、これらの者に照会することができない。

また、当該期間においてA社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる証言は得られなかった。

申立期間②について、A社は昭和50年7月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、所在が確認できる従業員に照会したが、回答が得られず、申立人も当該期間における上司及び同僚を記憶していないため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

申立期間③について、申立人はC社を退職した後、すぐにB社に入社したと思うとしているが、申立人が記憶していた同僚のうち1名は既に死亡

して照会できず、ほかの複数の同僚からも、申立人の当該期間における同社での在籍を確認することができない。

また、B社の現在の事業主に照会したものの、回答を得られない。

申立期間④のうち昭和57年4月15日から58年6月1日までの期間において、前述のとおり雇用保険被保険者記録から、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述のように、当該期間においてB社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主からの回答も得られない。

また、昭和57年4月15日において、B社に在籍していたと認められる従業員に照会したが、当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

このほか、申立人に係る申立期間①から③まで及び申立期間④のうちの昭和57年4月15日から58年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和30年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月26日から31年2月10日まで

私は、昭和28年5月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51年3月16日に同資格を喪失するまで継続して被保険者であったはずである。しかし、厚生年金保険被保険者記録によると、30年12月26日から31年2月10日までの期間が欠落している。私はこのころ、同社B農場から同社C工場に転勤しており、転勤先の同社C工場の事務手続上の誤りによる欠落ではないかと思うので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が発行した入社日及び退職日を記載した証明書並びに同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B農場から同社C工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、元A社B農場長が、「申立人が転勤した時期は昭和30年の暮れごろと記憶している。」と証言しているほか、同社人事部によると、同社の給与支払日が毎月25日であることから、申立人が同社B農場から同社C工場へ転勤した日は30年12月26日であったと考えられるとしていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場におけ

る昭和 31 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年10月から19年7月までは20円、同年8月から20年8月までは50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から20年9月21日まで
A社での厚生年金保険の加入記録が、昭和18年6月1日から同年10月1日までとなっているが、私は同社に20年9月20日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和18年10月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が同日において資格を喪失した旨の記載が確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の資格喪失日は、昭和20年9月21日と記載されている。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と同日の昭和18年10月1日資格喪失と記録されている同僚3名の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、当該3名の資格喪失日は、20年10月1日と記載されており、オンライン記録においても、資格喪失日は同日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和20年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、昭和18年10月から19年7月までは20円、同年8月から20年8月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年4月25日から50年3月31日までの期間について、事業主は、申立人が49年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和49年4月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から50年2月までは7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月ごろから50年4月1日まで

私は、B社のオープンに先立ち、A社の先輩の紹介により、昭和49年4月から同社に勤務しており、同年6月から同年9月までは視察や研修員の引率を担当し、51年4月まで継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月25日から50年3月31日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は当該期間にA

社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、昭和49年4月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年3月31日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であると認められることから、A社の事業主は、申立人が昭和49年4月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年3月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和49年4月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から50年2月までは7万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は当該期間にB社に継続して勤務し（同年3月31日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年6月20日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和24年6月20日から同年7月1日まで

私の夫は、昭和22年7月1日にA社に入社し、B部の経理課長として24年7月1日まで勤務していた。ところが厚生年金保険被保険者記録によると、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に誤りがあることが分かった。

当時の辞令書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の入社及び退職に係る辞令書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の資格喪失日前後の昭和24年4月から同年10月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者の資格喪失日を調査したところ、各月の1日となっている者が最も多いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和22年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同日にA社に入社したとする同僚は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかったように記憶している。」旨の供述をしている。

さらに、A社は既に廃止されており、保険料控除について確認することができないほか、申立人及び連絡先の確認できた同僚は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和31年6月1日に、A社C事業所から同社D出張所の新設要員として転勤した。当時、同社D出張所は、同社B支店の管轄にあったので、申立期間については、同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者期間となるはずである。その後、同社B支店は、合併によりE社となり、さらに、F社となったが、私自身は、27年7月1日から平成6年9月22日まで一貫して同じ会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の詳細な記憶から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年6月1日に同社C事業所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年4月28日）及び資格取得日（52年9月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和51年5月から52年8月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月28日から52年9月1日まで

私は、昭和40年3月2日から平成20年3月20日までA社及びC企業グループに継続して勤務していたが、国外にある同社B支店に長期出張していた期間のうち昭和51年4月28日から52年9月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和40年3月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51年4月28日に同資格を喪失後、52年9月1日に、同社で再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の保管する「社員台帳」及び申立期間当時の「社員名簿」の記録から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の資料及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において、A社B支店に勤務していたことがうかがわれるところ、申立人の後任者は、同社B支店に勤務していた期間においても、同社における厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、申立人と同様に、A社B支店に異動した際に欠落期間が生じた申立人の前任者である同僚が、年金記録確認C地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同僚照会したところ、同社において人事を担当していたとする者から、「すべての海外勤務者の賃金台帳を確認したところ、海外勤務期間中も厚生年金保険料を控除していた。」旨の供述が得られている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年5月から52年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和61年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月21日から平成元年5月1日まで
私は、昭和57年9月1日から平成5年11月21日まで、B社及び関連会社のA社で勤務していたが、A社に勤務していた昭和61年10月21日から平成元年5月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間に同社のグループ企業であるA社に継続して勤務していたことが認められる（昭和61年10月21日にB社からA社に異動）。

また、B社の当時の経理・社会保険事務担当者は、「申立てに係るグループ会社の社員の給与は、C社でまとめて計算しており、申立期間において、申立人の給与から保険料が控除されていなかったとは考え難い。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間を含めて平成元年5月1日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は昭和58年5月26日に法人として設立登記されている上、申立人及び複数の同僚は、当時社員は10名ないし12名程度いたと述べていることから、同社が申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月21日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月21日から同年5月1日まで
② 平成9年6月28日から同年8月1日まで

私は、友人の紹介で平成9年4月から同年7月末までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が1か月しかない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書から、申立人がA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、上記の給与支払明細書から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所（当時）における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が雇用保険における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業所が平成9年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付す

る義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、事業主から提出された平成9年7月の申立人のタイムカードには、同年6月27日以降の出勤の記録が無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 5 月 25 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、当該期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、同社でB職として勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち2名（B職及びC職）は、「A社では入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している上、当該同僚には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した申立期間当時のA社の従業員数とオンライン記録における同社の被保険者数はおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であった同僚の申立期間における社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 9 月から 46 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和46年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月25日から同年7月25日まで

昭和45年7月1日にA社に入社し49年7月25日に退職するまで継続して勤務しており、途中で退職したことは無い。46年6月25日から同年7月25日までの厚生年金保険の被保険者記録が抜けているため被保険者期間が1か月足りない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書に記載されている在籍期間及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年6月25日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月のA社本社における社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に、申立人のA社本社における資格取得日が昭和46年7月25日と記載されていることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和46年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月21日から同年5月7日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、現在も継続して同社に勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では、同社B工場から同社C工場に転勤した申立期間が被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び社内経歴書から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年4月21日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和20年10月10日）及び資格取得日（22年6月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和20年10月から21年3月までは120円、同年4月から22年3月までは510円、同年4月及び同年5月は600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月10日から22年6月1日まで
昭和17年6月から23年2月までの厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。しかし、私は戦時中から、途中兵役についたものの復員後はすぐに勤務を再開し、23年2月までA社B工場に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ部署に在籍していた者（昭和21年8月入社）の証言及び申立人の当時の業務内容の説明には具体性があることから、申立人が申立期間にA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人はA社B工場において昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年10月10日に同資格を喪失後、22年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は2冊確認できるところ、更新前の名簿には、申立人について、被保険者資格取得日が昭和17年2月1日、被保険者資格喪失日が20年10月10日と記載されている。

しかしながら、上記の名簿には、申立人について、昭和 22 年 6 月 1 日に資格を取得した旨の記載は無い。

また、更新後の名簿には、申立人について、資格喪失日の記載は無いものの、更新前の名簿における健康保険番号と同一の番号で、被保険者資格取得日が昭和 17 年 1 月 1 日と記載されており、22 年 6 月 1 日付けで標準報酬月額改定の記録が確認でき、当該記録を前提とすると、事業主が申立人について、20 年 10 月 10 日に資格を喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

さらに、更新後の被保険者名簿において、申立人のページ及びその前後 7 ページに記載されている申立人を含む被保険者 134 名のうち、オンライン記録が確認できた申立人を含む 76 名の記録を調査したところ、更新前の名簿において、その資格喪失日欄に昭和 22 年 6 月 1 日以前の日付が記載されている者が、申立人のほか 4 名確認できるが、当該 4 名についても、22 年 6 月 1 日付けで標準報酬月額改定の記録が確認できる上、オンライン記録においては、被保険者記録に欠落は無く、継続していることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所において、A 社 B 工場に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A 社 B 工場における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和 20 年 10 月 10 日）及び資格取得日（22 年 6 月 1 日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同僚の A 社 B 工場における申立期間の社会保険事務所の記録から、昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月までは 120 円、同年 4 月から 22 年 3 月までは 510 円、同年 4 月及び同年 5 月は 600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和38年9月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月25日から40年8月1日まで

私は、昭和38年9月25日にA社に入社した。同年9月25日から40年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間においてA社の経理担当であったとする者は、「入社と同時に、社員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と述べている。

さらに、A社の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である昭和36年9月から37年11月までの期間に係る給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和38年9月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは3万9,000円と

することが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間を含めて昭和40年8月1日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、35年7月18日に法人として設立されており、申立人及び複数の元同僚等は、当時社員は15名ないし30名程度いたと述べていることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月30日から同年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が主張する同年6月30日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年2月1日から5年12月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を4年2月から同年9月までは18万円、同年10月から5年1月までは26万円、同年2月から同年11月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月30日から同年7月1日まで
② 平成4年2月1日から5年12月1日まで

私は、平成3年6月から5年11月まで、A社に勤務していた。

平成3年6月の国民年金保険料を支払ったが、社会保険事務所の担当者から、厚生年金保険の被保険者となっている旨を告げられ、還付された。しかし、ねんきん特別便を見ると厚生年金保険の被保険者となっていない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成4年2月1日から5年12月1日までの期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与と比べて大幅に低くなっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録から、申立人は、平成3年6月

の国民年金保険料を期別納付していたところ、4年2月20日に公的年金の加入を理由として還付されていることが確認できる。

また、管轄年金事務所に照会したところ、「国民年金保険料の還付を行う場合、一般的に厚生年金保険等に加入していることを確認してから手続を行う。」と回答しており、「申立人についても、当該期間において厚生年金保険及び国民年金に重複加入していたためと考えられる。」としている。

これらのことから、当時、社会保険事務所では、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成3年6月30日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年7月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、当初、平成4年2月から同年9月までは18万円、同年10月から5年1月までは26万円、同年2月から同年11月までは22万円と記録されていたところ、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（5年12月1日）の後の6年3月4日付けで、11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様、9名の標準報酬月額についても平成6年3月4日付けで、さかのぼった訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「同社は当時厚生年金保険料を滞納していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年2月から同年9月までは18万円、同年10月から5年1月までは26万円、同年2月から同年11月までは22万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和35年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月21日から36年1月4日まで

厚生年金保険の加入記録では、昭和35年12月21日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36年1月4日に同社B工場で被保険者資格を再取得したとの記録となっているが、実際は、同社B工場の新設に伴う同社本社工場からの転勤であり、同社には継続して勤務していた。

毎月の給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和35年12月21日に同社本社工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月16日から同年10月1日まで

私は、昭和59年5月16日からA社B事業所に勤務していたが、同年10月1日付けで同社C工場へ転勤した。厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていないが、同社での勤務は継続しており、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出された駐在解任に関する伺書、在籍証明書及び社内履歴から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和59年10月1日に同社B事業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和59年8月のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている申立人の資格喪失日が昭和59年9月16日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和44年3月22日に入社し、48年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。

被保険者資格喪失日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録である社員カード及び給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を昭和48年3月31日として提出したと回答していることから、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3085～3345（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月12日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月12日

平成17年12月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

私が当時勤務していたA社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する<標準賞与額>（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一会社に係る同種の案件 261 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3085		男	昭和 30 年生		61 万 3,000 円
3086		男	昭和 32 年生		113 万円
3087		男	昭和 38 年生		77 万 2,000 円
3088		男	昭和 36 年生		59 万 8,000 円
3089		男	昭和 25 年生		149 万円
3090		男	昭和 38 年生		142 万 9,000 円
3091		男	昭和 28 年生		65 万 6,000 円
3092		女	昭和 24 年生		57 万 3,000 円
3093		男	昭和 36 年生		117 万 1,000 円
3094		男	昭和 34 年生		93 万円
3095		男	昭和 34 年生		57 万 9,000 円
3096		男	昭和 40 年生		134 万円
3097		男	昭和 32 年生		80 万 2,000 円
3098		女	昭和 38 年生		60 万 2,000 円
3099		女	昭和 40 年生		70 万円
3100		男	昭和 38 年生		22 万 6,000 円
3101		男	昭和 31 年生		73 万 3,000 円
3102		男	昭和 39 年生		77 万 9,000 円
3103		男	昭和 39 年生		134 万 3,000 円
3104		男	昭和 37 年生		114 万 5,000 円
3105		男	昭和 38 年生		77 万 6,000 円
3106		男	昭和 42 年生		75 万 2,000 円
3107		男	昭和 40 年生		48 万 6,000 円
3108		男	昭和 41 年生		80 万円
3109		男	昭和 45 年生		73 万 8,000 円
3110		男	昭和 45 年生		120 万 1,000 円
3111		男	昭和 40 年生		68 万 7,000 円
3112		女	昭和 27 年生		29 万円
3113		男	昭和 41 年生		101 万 2,000 円
3114		男	昭和 43 年生		28 万 5,000 円
3115		男	昭和 39 年生		51 万円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3116		男	昭和 43 年生		127 万 2,000 円
3117		男	昭和 42 年生		26 万 9,000 円
3118		男	昭和 43 年生		26 万 7,000 円
3119		男	昭和 37 年生		130 万 3,000 円
3120		男	昭和 46 年生		70 万 1,000 円
3121		男	昭和 42 年生		96 万 6,000 円
3122		男	昭和 43 年生		78 万 3,000 円
3123		男	昭和 41 年生		67 万円
3124		男	昭和 42 年生		74 万円
3125		男	昭和 41 年生		98 万 4,000 円
3126		男	昭和 38 年生		47 万 9,000 円
3127		男	昭和 40 年生		150 万円
3128		男	昭和 40 年生		47 万 2,000 円
3129		男	昭和 46 年生		89 万 1,000 円
3130		男	昭和 38 年生		73 万円
3131		男	昭和 40 年生		67 万円
3132		男	昭和 35 年生		91 万 5,000 円
3133		男	昭和 43 年生		79 万 3,000 円
3134		男	昭和 36 年生		49 万 4,000 円
3135		男	昭和 45 年生		90 万 4,000 円
3136		男	昭和 48 年生		135 万 7,000 円
3137		男	昭和 40 年生		45 万 7,000 円
3138		男	昭和 44 年生		71 万 6,000 円
3139		男	昭和 48 年生		68 万円
3140		男	昭和 46 年生		90 万 8,000 円
3141		男	昭和 42 年生		113 万 3,000 円
3142		男	昭和 38 年生		48 万 3,000 円
3143		男	昭和 48 年生		80 万円
3144		男	昭和 34 年生		50 万円
3145		男	昭和 45 年生		99 万 2,000 円
3146		男	昭和 48 年生		110 万 4,000 円
3147		男	昭和 39 年生		51 万 5,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3148		男	昭和 40 年生		50 万 8,000 円
3149		男	昭和 44 年生		72 万 9,000 円
3150		男	昭和 46 年生		127 万 5,000 円
3151		女	昭和 47 年生		56 万 2,000 円
3152		男	昭和 44 年生		64 万円
3153		男	昭和 46 年生		59 万 4,000 円
3154		男	昭和 43 年生		72 万 9,000 円
3155		男	昭和 47 年生		47 万 4,000 円
3156		男	昭和 50 年生		132 万 8,000 円
3157		男	昭和 50 年生		45 万 3,000 円
3158		男	昭和 47 年生		122 万 3,000 円
3159		男	昭和 35 年生		68 万 4,000 円
3160		男	昭和 39 年生		137 万 3,000 円
3161		男	昭和 47 年生		87 万 6,000 円
3162		女	昭和 51 年生		50 万円
3163		女	昭和 48 年生		40 万 2,000 円
3164		男	昭和 42 年生		79 万 3,000 円
3165		男	昭和 48 年生		78 万 8,000 円
3166		男	昭和 44 年生		73 万 6,000 円
3167		男	昭和 48 年生		57 万 3,000 円
3168		男	昭和 46 年生		62 万 9,000 円
3169		男	昭和 49 年生		38 万円
3170		男	昭和 47 年生		77 万 6,000 円
3171		男	昭和 46 年生		109 万円
3172		男	昭和 48 年生		140 万 6,000 円
3173		男	昭和 41 年生		59 万 8,000 円
3174		男	昭和 47 年生		56 万 6,000 円
3175		男	昭和 40 年生		145 万 8,000 円
3176		男	昭和 42 年生		99 万 1,000 円
3177		男	昭和 42 年生		85 万円
3178		男	昭和 47 年生		57 万 6,000 円
3179		男	昭和 45 年生		104 万 4,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3180		男	昭和 45 年生		77 万 8,000 円
3181		男	昭和 42 年生		47 万 7,000 円
3182		男	昭和 42 年生		48 万 9,000 円
3183		男(死亡)	昭和 22 年生		64 万円
3184		男	昭和 49 年生		86 万円
3185		男	昭和 48 年生		82 万 4,000 円
3186		男	昭和 49 年生		48 万 5,000 円
3187		男	昭和 40 年生		22 万円
3188		男	昭和 48 年生		24 万円
3189		男	昭和 50 年生		99 万 1,000 円
3190		男	昭和 48 年生		26 万 2,000 円
3191		男	昭和 49 年生		92 万 4,000 円
3192		男	昭和 46 年生		150 万円
3193		男	昭和 50 年生		127 万 1,000 円
3194		男	昭和 40 年生		104 万 2,000 円
3195		女	昭和 42 年生		56 万 1,000 円
3196		男	昭和 50 年生		84 万円
3197		男	昭和 44 年生		56 万 3,000 円
3198		男	昭和 50 年生		61 万 5,000 円
3199		男	昭和 45 年生		112 万 7,000 円
3200		男	昭和 41 年生		74 万 2,000 円
3201		男	昭和 46 年生		111 万 7,000 円
3202		男	昭和 50 年生		76 万 3,000 円
3203		男	昭和 45 年生		150 万円
3204		男	昭和 46 年生		73 万円
3205		男	昭和 51 年生		51 万 9,000 円
3206		男	昭和 43 年生		30 万円
3207		男	昭和 47 年生		81 万 5,000 円
3208		男	昭和 47 年生		59 万 2,000 円
3209		男	昭和 41 年生		99 万 2,000 円
3210		男	昭和 53 年生		112 万 8,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3211		男	昭和 45 年生		76 万 4,000 円
3212		男	昭和 49 年生		68 万円
3213		男	昭和 48 年生		44 万円
3214		男	昭和 41 年生		95 万 7,000 円
3215		男	昭和 48 年生		60 万 9,000 円
3216		男	昭和 50 年生		126 万円
3217		男	昭和 46 年生		48 万 2,000 円
3218		男	昭和 41 年生		80 万 1,000 円
3219		男	昭和 52 年生		118 万 6,000 円
3220		男	昭和 49 年生		22 万 1,000 円
3221		男	昭和 48 年生		47 万 3,000 円
3222		男	昭和 48 年生		150 万円
3223		男	昭和 46 年生		100 万 9,000 円
3224		男	昭和 52 年生		40 万 8,000 円
3225		男	昭和 49 年生		87 万 4,000 円
3226		男	昭和 42 年生		75 万 4,000 円
3227		女	昭和 52 年生		42 万 8,000 円
3228		男	昭和 54 年生		87 万 7,000 円
3229		男	昭和 47 年生		42 万 4,000 円
3230		男	昭和 49 年生		54 万 3,000 円
3231		男	昭和 48 年生		46 万 3,000 円
3232		男	昭和 51 年生		68 万円
3233		男	昭和 39 年生		57 万 9,000 円
3234		男	昭和 49 年生		12 万 6,000 円
3235		男	昭和 48 年生		61 万 6,000 円
3236		男	昭和 52 年生		23 万 8,000 円
3237		男	昭和 17 年生		125 万円
3238		男	昭和 53 年生		25 万 1,000 円
3239		男	昭和 50 年生		48 万 1,000 円
3240		男	昭和 51 年生		45 万 6,000 円
3241		女	昭和 51 年生		41 万円
3242		男	昭和 38 年生		69 万 9,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3243		女	昭和 51 年生		38 万 2,000 円
3244		男	昭和 52 年生		28 万 8,000 円
3245		男	昭和 44 年生		63 万円
3246		男	昭和 45 年生		56 万 8,000 円
3247		女	昭和 50 年生		38 万 2,000 円
3248		男	昭和 40 年生		48 万 8,000 円
3249		男	昭和 45 年生		68 万円
3250		男	昭和 50 年生		54 万 1,000 円
3251		男	昭和 47 年生		22 万 2,000 円
3252		男	昭和 47 年生		28 万 6,000 円
3253		男	昭和 37 年生		80 万 8,000 円
3254		男	昭和 42 年生		96 万 8,000 円
3255		男	昭和 42 年生		26 万 2,000 円
3256		男	昭和 51 年生		29 万円
3257		男	昭和 50 年生		64 万 8,000 円
3258		男	昭和 45 年生		76 万 5,000 円
3259		男	昭和 50 年生		64 万 5,000 円
3260		男	昭和 47 年生		79 万 5,000 円
3261		男	昭和 50 年生		50 万円
3262		男	昭和 42 年生		59 万 5,000 円
3263		男	昭和 49 年生		13 万 6,000 円
3264		男	昭和 26 年生		57 万円
3265		男	昭和 42 年生		26 万 4,000 円
3266		男	昭和 47 年生		44 万 2,000 円
3267		男	昭和 50 年生		25 万 7,000 円
3268		男	昭和 53 年生		25 万 6,000 円
3269		男	昭和 46 年生		25 万 8,000 円
3270		男	昭和 48 年生		62 万 6,000 円
3271		男	昭和 49 年生		55 万 9,000 円
3272		男	昭和 49 年生		9 万 9,000 円
3273		男	昭和 49 年生		49 万 8,000 円
3274		男	昭和 43 年生		50 万 4,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3275		男	昭和 55 年生		38 万円
3276		男	昭和 48 年生		44 万 4,000 円
3277		男	昭和 44 年生		23 万 4,000 円
3278		男	昭和 38 年生		119 万円
3279		男	昭和 47 年生		26 万 1,000 円
3280		男	昭和 56 年生		24 万 3,000 円
3281		男	昭和 47 年生		25 万 4,000 円
3282		男	昭和 53 年生		10 万 9,000 円
3283		男	昭和 37 年生		28 万 5,000 円
3284		男	昭和 56 年生		38 万 1,000 円
3285		男	昭和 56 年生		9 万 9,000 円
3286		男	昭和 56 年生		65 万 7,000 円
3287		男	昭和 48 年生		38 万 9,000 円
3288		男	昭和 46 年生		52 万 9,000 円
3289		男	昭和 48 年生		24 万 8,000 円
3290		男	昭和 57 年生		38 万円
3291		女	昭和 56 年生		34 万 5,000 円
3292		男	昭和 49 年生		6 万 3,000 円
3293		男	昭和 50 年生		2 万 7,000 円
3294		男	昭和 46 年生		29 万 2,000 円
3295		男	昭和 55 年生		24 万 2,000 円
3296		男	昭和 54 年生		1 万円
3297		男	昭和 44 年生		30 万 1,000 円
3298		男	昭和 40 年生		28 万 7,000 円
3299		男	昭和 55 年生		8 万 9,000 円
3300		男	昭和 48 年生		56 万 8,000 円
3301		男	昭和 50 年生		11 万 1,000 円
3302		男	昭和 50 年生		38 万 3,000 円
3303		男	昭和 50 年生		12 万円
3304		男	昭和 55 年生		1 万 1,000 円
3305		男	昭和 51 年生		1,000 円
3306		男	昭和 44 年生		9 万 5,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3307		男	昭和 44 年生		20 万円
3308		男	昭和 55 年生		10 万 5,000 円
3309		男	昭和 53 年生		25 万 7,000 円
3310		男	昭和 46 年生		3万 5,000 円
3311		男	昭和 52 年生		19 万円
3312		男	昭和 51 年生		25 万 2,000 円
3313		男	昭和 44 年生		19 万 2,000 円
3314		男	昭和 47 年生		15 万 2,000 円
3315		男	昭和 48 年生		16 万 5,000 円
3316		男	昭和 35 年生		150 万円
3317		男	昭和 52 年生		6万 9,000 円
3318		男	昭和 56 年生		14 万 9,000 円
3319		男	昭和 56 年生		8万 4,000 円
3320		男	昭和 53 年生		12 万 7,000 円
3321		男	昭和 52 年生		5万円
3322		男	昭和 53 年生		5,000 円
3323		男	昭和 49 年生		9万 7,000 円
3324		男	昭和 17 年生		35 万円
3325		男	昭和 57 年生		5万円
3326		男	昭和 54 年生		5万円
3327		男	昭和 43 年生		5万円
3328		男	昭和 54 年生		5万円
3329		男	昭和 44 年生		5万円
3330		男	昭和 53 年生		5万円
3331		男	昭和 53 年生		6万 9,000 円
3332		男	昭和 47 年生		5万円
3333		男	昭和 51 年生		5万円
3334		男	昭和 51 年生		5万円
3335		男	昭和 44 年生		5万円
3336		男	昭和 47 年生		5万円
3337		男	昭和 49 年生		6万 5,000 円
3338		男	昭和 47 年生		6万 5,000 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
3339		男	昭和 58 年生		5万円
3340		男	昭和 52 年生		9万 9,000 円
3341		男	昭和 47 年生		92 万 1,000 円
3342		男	昭和 54 年生		5万円
3343		男	昭和 49 年生		41 万 9,000 円
3344		男	昭和 58 年生		5万円
3345		男	昭和 51 年生		10 万 7,000 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金被保険者の資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和63年4月1日からA事業所に勤務し、平成元年3月31日付けで退職した。厚生年金保険の記録では、同年3月1日が同事業所における被保険者資格の喪失日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の保管する人事異動通知書及び勤務記録カードから、申立人がA事業所に平成元年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所の給与事務担当者は、「当該事業所は、月末退職者の退職月の給与から2か月分の厚生年金保険料を徴収しており、申立人は、平成元年3月の厚生年金保険料を控除されたはずである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成元年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 51 年 2 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 2 月から同年 7 月までは 7 万 6,000 円、同年 8 月から 52 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 11 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 2 日から 53 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 2 月 2 日から 55 年 2 月末まで A 社に継続して勤務していた。しかし社会保険庁(当時)から送られてきたねんきん特別便を見て、同社に勤めていた初めの約 2 年間で厚生年金保険被保険者記録の空白期間となっていることが分った。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日の同じ者が、昭和 51 年 2 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53 年 1 月 1 日に同資格を喪失している記録が確認できる。

また、申立人が所持している昭和 51 年及び 52 年の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、上記の被保険者記録から計算できる保険料額とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主が、申立人の主張する昭和 51 年 2 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 1 月 1 日に同資格を喪失した旨の届

出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から昭和51年2月から同年7月までは7万6,000円、同年8月から52年9月までは10万4,000円、同年10月から同年12月までは11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和33年3月25日から平成7年9月30日まで継続してA社に勤務していた。年金事務所で調べたところ、昭和38年1月16日から同年2月1日までの期間が被保険者期間となっていなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書、退職金支払計算メモ及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年2月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年12月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年3月1日から同年12月30日までの期間について、事業主は、申立人が同年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年3月1日から24年5月まで
社会保険庁（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、A氏が保有する船舶B又は船舶CにD県E港から乗船した期間の船員保険の加入記録が無かった。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和23年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月30日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、E港から乗船したと述べているところ、上記被保険者名簿には、E港の記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、船舶所有者のA氏と一緒に乗り込んでいたと述べているところ、上記被保険者名簿において、同氏は、昭和22年6月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、23年12月30日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、船舶所有者A氏は、申立人が昭和23年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年12月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、3,300円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年12月30日から24年5月までの期間については、申立人は、上述のとおり、申立期間において、船舶所有者A氏とその子息の3人で乗船していたと述べているところ、船舶所有者A氏及びその子息は23年12月30日に船員保険被保険者資格を喪失しており、当該期間は被保険者期間となっていない。

また、船舶所有者A氏とその子息は、いずれも連絡先が不明のため、申立人の当該期間の勤務実態及び船員保険料控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和39年6月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月28日から同年7月7日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和39年6月28日から同年7月7日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、同年4月1日に同社に入社した。本社D部で約3か月の新入社員研修を受けた後、同社C営業所に配属となり、約8年間同社C営業所で勤務していた。平成8年3月30日に同社を退職するまで継続して勤務しており、在職中に厚生年金保険料が給料から控除されなかった記憶は無い。当該期間の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社D部から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の人事記録では、申立人は昭和39年4月1日からA社D部、同年6月28日は同社E支社、同年6月29日から同社C営業所となっているが、申立人は同社に入社後、本社D部で新入社員研修を受けた後、すぐに同社C営業所に配属になったと述べており、事業主は、「関連資料等を保管していないため不明であるが、当時、厚生年金

保険の手続は事業所ごとに行っており、当社C営業所が申立人に係る資格取得日を誤って届け出たものと考えられる。」としていることから、同年6月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は13万4,000円から20万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならないとされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年9月1日から同年10月1日まで

申立期間の標準報酬月額は、A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って行い、その後、訂正が行われているものの、控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が年金額の計算の基礎にならないと記録されている。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初13万4,000円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に13万4,000円から20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬

月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A社が保存する給与台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び12年4月から13年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から6年3月まで
② 平成6年7月から同年12月まで
③ 平成12年4月から13年4月まで

私は、妊娠中に国民年金に加入していないと児童手当が支給されないと聞いたので、平成5年*月の長女の出生前に夫と共に国民年金の加入手続を行ったが、詳細についての記憶がない。加入手続後、主として口座振替により毎月欠かさず国民年金保険料を納付していたはずである。当時は金融機関の担当者が毎日店に来ていたので、支払等も依頼しており、払うべきものを忘れていたようであれば、その都度指摘してくれた。したがって、納付すべきものを納付していないことは考えられない。店の経営上、お金が無いからとして、今月の支払いを翌月に繰り延べるようなことは信用問題にもなりかねないので、絶対にあり得ない。私の保険料納付記録が納付済みであったり未納であったりということは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妊娠中であつた平成5年に国民年金に夫婦二人で加入した後、主に口座振替により国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人及びその夫の記憶は曖昧で、だれが加入手続を行ったのか定かではなく、国民年金保険料の納付方法も、当初の口座振替による納付から納付書による納付へと説明が^{あいまい}変遷しているなど、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明であり、申立人と同時に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の夫についても、申立期間は保険料が未

納とされている。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していた可能性があると考えられる申立人の義母からも聴取したが、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時、金融機関の担当者が毎日店を訪れていたため、支払うべきものが未納であれば、その都度指摘してくれたはずと主張しているが、当該金融機関に申立人が主張する口座の取引状況を照会したところ、申立期間当時においては、国民年金保険料の口座振替が行われていなかったことが確認できたほか、オンライン記録では、平成6年7月に同年4月の保険料を納付した後、7年1月になって4年12月の保険料を過年度納付するまで、保険料の納付を中断していることを踏まえると、当該金融機関が、過年度納付など口座振替によらない納付の実態まで承知した上で、申立人に対しその都度未納を指摘していたとは考えにくい。

加えて、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された被保険者の加入状況等から、平成6年7月と推認でき、同一町内に居住していた申立人に対して5年に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、他に保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び12年4月から13年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から6年3月まで
② 平成6年7月から同年12月まで
③ 平成12年4月から13年4月まで

私は、妻の妊娠中に国民年金に加入していないと児童手当が支給されないと聞いたので、平成5年*月の長女の出生前に妻と共に国民年金の加入手続きを行ったが、詳細についての記憶がない。加入手続き後、主として口座振替により毎月欠かさず国民年金保険料を納付していたはずである。当時は金融機関の担当者が毎日店に来ていたので、支払等も依頼しており、払うべきものを忘れていたようであれば、その都度指摘してくれた。したがって、納付すべきものを納付していないことは考えられない。店の経営上、お金が無いからとして、今月の支払いを翌月に繰り延べるようなことは信用問題にもなりかねないので、絶対にあり得ない。私の保険料納付記録が納付済みであったり未納であったりということは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が妊娠中であった平成5年に国民年金に夫婦二人で加入した後、主に口座振替により国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人及びその妻の記憶は曖昧で、だれが加入手続きを行ったのか定かではなく、国民年金保険料の納付方法も、当初の口座振替による納付から納付書による納付へと説明が^{あいまい}変遷しているなど、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明であり、申立人と同時に国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻についても、申立期間は保険料が未

納とされている。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していた可能性があると考えられる申立人の母親からも聴取したが、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時、金融機関の担当者が毎日店を訪れていたため、支払うべきものが未納であれば、その都度指摘してくれたはずと主張しているが、当該金融機関に申立人が主張する口座の取引状況を照会したところ、申立期間当時においては、国民年金保険料の口座振替が行われていなかったことが確認できたほか、オンライン記録では、平成6年7月に同年4月の保険料を納付した後、7年1月になって4年12月の保険料を過年度納付するまで、保険料の納付を中断していることを踏まえると、当該金融機関が、過年度納付など口座振替によらない納付の実態まで承知した上で、申立人に対しその都度未納を指摘していたとは考えにくい。

加えて、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された被保険者の加入状況等から、平成6年7月と推認でき、同一町内に居住していた申立人に対して5年に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、他に保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年8月まで
私の義母が、私及び夫の国民年金の加入手続を行い、私、夫及び義母の3人分の国民年金保険料を自治会の集金人に一緒に納付していたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立人夫婦及び義母の3人分の国民年金保険料を自治会の集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の義母は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和48年9月に国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 51 年 9 月まで

私は、20 歳になった昭和 47 年*月ごろ、私の母親に勧められ、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その際に交付されたオレンジ色の手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が市役所の窓口で納付書に現金を添えて定期的に納付したが、何か月おきにいくら納付したかは定かでない。また、頻繁に出張していたので、後に半年分か 1 年分をまとめて払っていたこともあると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 47 年*月ごろ、市役所で加入手続を行い、その際に交付を受けたとする年金手帳にも、「はじめて被保険者となった日」が 20 歳の誕生日の前日である昭和 47 年*月*日と記入されていることから、同年同月からの国民年金保険料を納付したとしているが、この日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であって、加入手続時期にかかわらず、原則として強制加入期間の初日までさかのぼることとされていることから、保険料納付の始期を特定するものではない。しかも、申立人が加入手続時に交付を受け、現在も所持している唯一の年金手帳の色はオレンジ色であり、当該様式の年金手帳の交付が始まったのは 49 年 11 月以降であり、申立人はこれ以外の年金手帳を所持した記憶がないことを踏まえると、申立人が 47 年*月に国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

また、昭和 47 年*月から国民年金保険料を納付したとする申立人の主張についても、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人に付与され

た国民年金手帳記号番号に近い被保険者の加入状況等から、53年5月ごろと推認できるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらず、51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付していることを考え合わせると、申立人は同年5月ごろに加入手続を行った後、さかのぼって納付可能な範囲の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3893

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から61年3月まで

私は、役所で国民年金の加入手続を行った^{おぼ}覚えはないが、昭和40年3月に結婚したころから、自宅に集金人が来るようになった。国民年金保険料については、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月に結婚したころから自宅に集金人が来るようになったので、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶はないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付金額、納付時期等の記憶が曖昧^{あいまい}であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年6月に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の資格取得日は同年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は253か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から同年8月までの期間及び平成7年9月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から同年8月まで
② 平成7年9月から8年3月まで

私は、昭和41年6月に会社を辞めた際、母親に頼んで、区役所で国民年金の加入手続を行ってもらい、申立期間①の国民年金保険料を納付してもらった。

平成7年9月に会社を辞めた際は、私が、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所で申立期間②の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和41年6月に会社を辞めた際、その母親に頼んで、区役所で国民年金の加入手続を行ってもらい、申立期間①の国民年金保険料を納付してもらったと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②について、申立人は、平成7年9月に会社を辞めた際、申立人が、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所で申立期間②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、今までに国民年金手帳を交付された記憶が無いとしている上、納付したとする金額も申立期間②当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立内容が不自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②当時居住していた区では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン

記録でも、申立人が国民年金に加入していた記録は無いことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立期間①及び②について、国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から51年12月まで

私は、昭和41年9月に私の夫の転職に伴い転居した後、近所に住んでいた友人の勧めにより国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、郵便局で納付していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年9月にその夫の転職に伴い転居した後、友人の勧めにより国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その友人は51年11月に国民年金に加入していたことが確認できるなど、申立人は加入手続をいつ行ったか記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、当該期間当初の昭和41年9月の時点では納付書による保険料の収納は行われておらず、郵便局で納付書の取扱いが開始されたのは平成10年4月以降であることから、申立人の主張は、当時の制度と一致しない。

さらに、申立人は、昭和52年1月に国民年金に任意加入していることから、その直前の申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間であったと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は120か月以上に及び、かつ、二つの異なる市区に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私が学生であった平成2年3月ごろ、私の母親が区役所の支所で、私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った。国民年金保険料については、納付書が1年分まとめて送付されてきたので、母親が毎月金融機関で納付していた。

申立期間が、未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった平成2年3月ごろにその母親が区役所の支所で申立人の国民年金の任意加入手続を行った際、国民年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得日は3年4月1日とされていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は任意の未加入期間でさかのぼって被保険者資格を取得することができないことから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川国民年金 事案 3897

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 11 月に会社の退職と同時に区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私又は私の夫が金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続きを行った記憶はないと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及び国民年金被保険者収滞納一覧表では、共に昭和 60 年 1 月に資格を喪失した記録となっていることが確認できることから、申立人は、当時、資格喪失手続きを行っていたものと考えるのが合理的である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、昭和 60 年 1 月に国民年金の被保険者資格を喪失したとされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、申立人が申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から58年11月まで

私は、自営業を始めた昭和57年6月に他市から転居し、私の妻が市役所の支所で住民票の異動手続を行った際に、私の国民年金の加入手続と一緒に妻自身の国民年金の住所変更手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、妻が郵送されてきた納付書により夫婦二人分を一緒に市役所の支所で納付したはずであり、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和57年6月に転居し、その妻が住民票の異動手続を行った際に申立人の国民年金の加入手続とともに、妻自身の住所変更手続を行ったと主張していることについて、その妻の年金手帳には同年同月に住所変更が行われた記載が認められるものの、申立人の所持する年金手帳には同年11月に同一市内で再び転居した後の住所が加入当初の住所として記載されており、これにより他市から転居した同年6月に加入手続が行われなかったことが推認され、申立人の妻が、自身の住所変更手続の際、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月ごろに払い出されていることが確認でき、前述した「加入当初の住所」はその時期に記載されたものと推認できるとともに、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間中、転居しているものの、同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3899

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月に会社を退職した際に、妻が市役所で私の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料については、私名義の口座で、夫婦二人分を一緒に口座振替により納付してきたはずである。妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私は、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関の口座振替により夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、同金融機関の記録によると、申立期間に引き落とされた保険料は一人分の金額であることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は同年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 7 月に夫と一緒に町役場に行き、国民健康保険の手續と国民年金の加入手續を行った。国民年金保険料については、町役場の窓口又は金融機関で夫婦二人分を一緒に納付したはずである。私は、当時の家計簿を現在も所持しており、納付した保険料額が記載されている。夫は保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけが申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分納付したと主張しているが、申立人が所持している申立期間当時の家計簿に記載されている保険料額は一人分の保険料額とおおむね一致している上、夫婦ともに保険料が納付済みとなっている申立期間直後の昭和 51 年から 55 年までの家計簿には、二人分の保険料とおおむね一致する金額が記載されている。

また、申立人は、昭和 47 年 7 月に夫と一緒に国民年金の加入手續を行ったと主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が同年同月に払い出されていると推認できるものの、申立人の国民年金の加入手續は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、51 年 3 月に行われたことが推認でき、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3901

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から平成2年10月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から平成2年10月まで

私は、昭和52年12月に離婚した後、区役所で国民年金の加入手続きを行うと同時に付加年金の加入手続きを行った。

国民年金保険料については、未納とならないように口座振替により付加保険料を含めて納付しており、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて口座振替により納付したと主張しているが、申立期間当時の口座振替制度では、定額保険料と付加保険料の合計額が指定した金融機関の口座から引き落とされる仕組みであったことが確認でき、定額保険料と付加保険料を一緒に納付しながら、長期間に渡り定額保険料だけが納付済みとなり、付加保険料のみが未納となることは考え難い。

また、申立人は、昭和52年12月に国民年金の加入手続きと同時に付加年金の加入手続きも行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳では、申立人が申立期間に付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、区役所の年度別納付状況リストによると、申立期間の国民年金保険料について定額保険料のみを口座振替により納付していたことが記録されている。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月、同年8月、46年3月から同年10月までの期間及び平成14年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月及び同年8月
② 昭和46年3月から同年10月まで
③ 平成14年10月

申立期間①及び②につき、昭和54年か55年に住宅の建て替えがあり、新たな住宅に住み始めたころだと思うが、未納とされている10か月分の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたため、その納付書を区役所か銀行に持参し、金額は憶^{おぼ}えていないが、申立期間①及び②の保険料を一括で納付した。

申立期間③は、60歳に達した後、区役所に行き、同区職員から国民年金に任意加入できる旨の話を聞いたため、任意加入の手続を行った。

その後、納付書が送られてきたため、区役所で申立期間③の国民年金保険料を納付したが、区役所職員から、保険料の納付を続けても、それほど受給額が増えないことを聞いたため、1か月だけの保険料を納付し、それ以降は、納付することをやめた。

申立期間①及び②が未加入とされ、申立期間③の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年又は55年ごろ、申立期間①及び②の国民年金保険料を、さかのぼって、一括して納付したと述べている。しかし、申立人が保険料を納付したとする54年又は55年ごろに、時効により、本来納付することができない申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付するためには、第3回特例納付により納付するほかなく、申立期間①及び②は、申立人が所持

する国民年金手帳及び申立人が申立期間①及び②当時居住していた市の被保険者名簿により、未加入期間となっており、申立期間②は任意加入期間であるため、制度上、当該申立期間の保険料を特例納付により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②の10か月分の国民年金保険料を、一枚の納付書により、一括して納付したとしているが、申立期間①が、強制加入期間だったとしても、申立期間①の保険料を、特例納付による方法で納付することができない申立期間②の保険料の納付書と一緒に納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立期間③は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から同年12月まで

私は、平成12年1月に就職した後に、社会保険事務所（当時）から、それまで国民年金保険料が未納となっていた期間の催促状と納付書が届いたので、コンビニエンスストア、金融機関又は区役所の支所で1か月ごとに保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成12年1月に就職した後に、社会保険事務所から保険料の催促状と納付書が一緒に送付されてきたので保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月

私は、昭和55年8月に会社を退職し、夫の転勤に伴うため同年9月に夫の赴任先に転居した。転居後、転居先の市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金の資格取得日が同年9月27日とされている。加入手続の際、同年8月が未加入期間となることを知らされておらず、どうしてその時に教えてもらえなかったのかと思う。何か救済措置がないのか納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立人は、会社を退職したことにより昭和55年8月28日付で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年9月27日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得し、同年同月から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できるが、申立期間当時の国民年金法（昭和34年法律第141号）では、申立人が会社を退職した時点で、夫が厚生年金保険に加入している申立人の国民年金への加入については任意加入となり、任意加入の場合には、国民年金の加入手続を行った日から被保険者資格を取得することとされていた。このため、同年9月になって国民年金の加入手続を行った申立人は、同年8月について、さかのぼって被保険者資格を取得することも保険料を納付することも制度上不可能であり、国民年金に加入していない期間とされている取扱いは正当であると認められる。

また、国民年金に任意加入した時期については、申立人が所持している年金手帳の記載とも一致しており、申立人も転居後の市役所で加入手続を行ったのは確かだとして、誤りはないと述べている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に、A（職種）として勤務を始めたため、妻が区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を、郵便局や金融機関で、納付書に現金を添えて納付してくれたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれたと思うと主張しているが、申立人が、当委員会に提出した確定申告書に記載された保険料額は、申立人とその妻の現在管理されているオンライン記録に基づいて計算した保険料額とおおむね一致することに加え、申立人の確定申告の手続を行ったとするその妻は、配偶者控除を受け、自らの分の確定申告を行ったことがないと述べていることから、確定申告書に記載された申立期間の保険料額は、現に納付済みとされているその妻の分であると考えられる。

また、昭和 55 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその妻は、その手続についての記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳には、申立期間前の住所変更の記載はされているものの、申立期間中の住所変更の記載はされておらず、現に納付済みとされている 61 年 4 月に住所変更の手続が行われていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3906

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 52 年 5 月まで

私は、昭和 43 年ごろ、勤務していた会社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、夫と姉から国民年金に加入するよう勧められたので市役所の分室で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入当初は郵送されてきた納付書により市役所の分室で納付していたが、金融機関の支店が自宅の近くに開設されてからは、同支店で納付書により納付していた。

申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵送されてきた納付書により市役所の分室又は金融機関で納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、納付書による保険料の収納は 50 年 4 月から実施されていたことから、申立期間の大半は納付書により保険料を納付することはできなかつたことが確認できる上、申立人は、印紙検認方式による保険料納付についての記憶も無いと述べている。

また、申立人が昭和 43 年ごろに国民年金の加入手続を行った際に受領したと主張する年金手帳は、その様式及び表紙の色から、49 年以降に発行されたものであることが確認できる上、その年金手帳でも、申立人の国民年金の資格取得日は 52 年 6 月 1 日とされていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の任意加入の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 52 年 6 月ごろと推認され、その時点では申立期間は未加入であることから、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人は、申立期間当時、継続して同一市内に居住して

おり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月ごろから 37 年 4 月ごろまで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けたが、当該期間についてはA社に勤務し、正社員としてB業務を担当していた。同社の社員だった妻には加入記録があるので、私の勤務期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「A社は、社員の出入りが激しかった。」と述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 36 年 5 月 7 日以降に被保険者資格を取得した者は存在しないことが確認できる。

また、A社の元事業主の子息によると、「父は病気療養中のため、申立人の勤務状況や当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」旨を回答している。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に昭和 47 年 9 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では同年 12 月 1 日以降の被保険者記録しかなく、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の給与担当であったとする者は、「当時、1週間程度で退職してしまう社員がいたので、様子を見るための期間として、3か月程度の試用期間があった。」と述べており、複数の同僚は、「A社では入社直後から厚生年金保険に加入させず、一定期間様子を見てから加入させていたと思う。」と供述している。

また、A社の当時の事業主は既に亡くなっており、資料も保管されていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月まで

A社の厚生年金保険加入期間が昭和43年10月1日から45年10月1日までになっているが、実際は46年6月まで勤務していた。私と同様に45年10月1日に厚生年金保険被保険者資格が喪失されている社員がいたと聞いている。46年6月まで在籍していたので厚生年金保険加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、引き続きA社に勤務していたと主張しているが、上司及び同僚から聴取したものの、申立人が申立期間において勤務していたとの証言を得ることができない。

また、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者であった同社の下請事業主は、「当時、同社は、職人を育成するための職業訓練事業を実施しており、教官であった同社の下請会社の事業主及び訓練生は、社員扱いとし、厚生年金保険に加入させていた。しかし、訓練生については、訓練終了後は、A社の下請事業主の配属となり、給料も下請事業主が支給する取扱いであった。」と証言しており、申立人と同時期に同社の訓練生であったとする同僚3名は、オンライン記録上、いずれも、申立人と同様、同社において昭和43年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年10月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和45年10月1日に、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、A社は、平成元年12月に解散しており、事業主及び当時の総

務担当者は、既に死亡していることから申立人に係る勤務形態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者（船員保険被保険者）として厚生年金保険料（船員保険料）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月1日から22年4月26日まで

私は、昭和15年にA社に入社し、B課に配属され、C業務に従事した。17年9月、専門学校を卒業するとともに海上勤務を志願し、同社の船舶Dに船舶事務員として配属となり、同船の出港準備のためE港に係留停泊していたところ、翌月1日付けの召集令状が来たので下船、F隊に入隊した。復員は22年4月末ごろであったが、出港準備から出征中の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年9月に海上勤務を希望し、船舶Dに乗船していたと述べている。

しかしながら、船舶Dの新造から沈没（昭和17年9月から19年5月）までの船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、申立人は、「船員手帳を所持した記憶が無く、同僚の名前も覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務実態を確認できない。

また、申立人は、昭和17年10月1日には陸軍に臨時召集されたとしており、G省人事・恩給局に照会したところ、申立人は同年10月から22年4月26日まで陸軍軍人履歴があり、恩給の算定対象期間となっているとの回答であった。

さらに、A社の厚生年金保険適用事業所としての新規適用日は昭和34年3月20日であり、申立期間において同社は適用事業所となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者（船員保険被保険者）として厚生年金保険料（船員保険料）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月ごろから 48 年 4 月 2 日まで
私は、昭和 47 年 10 月ごろにA社に入社し、50 年 12 月 25 日までB職として勤務していた。ところが、厚生年金保険の記録では 47 年 10 月から 48 年 4 月 2 日までの期間が被保険者期間となっておらず納得できない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚について、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日を比較したところ、入社日から被保険者資格取得日まで数箇月の期間があることから、A社においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

また、上記の同僚のうちの1名は、自身の資格取得の経緯について、「入社から1年経過後に、会社に自ら申出をして被保険者資格を取得した。」と述べている。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出等について確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月11日から同年8月22日まで
② 昭和31年3月17日から同年5月9日まで
③ 昭和31年6月2日から同年7月1日まで
④ 昭和33年7月17日から同年11月1日まで
⑤ 昭和33年12月17日から34年7月21日まで

申立期間①から⑤までについて、いずれも入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が異なっている。勤務実態を証明する資料は保管していないが、当該期間中は継続して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が挙げた同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚が挙げた申立人を含む6名の同僚のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できたのは申立人を含む2名のみであることから、当時、A社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

申立期間②について、申立人はB事業所の同僚を記憶しておらず、同事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の被保険者から聞き取りを行ったものの、申立人を記憶する者はいない上、このうちの1名は、「私は、昭和26年6月から31年4月まで継続して勤務していた。」と供述しているところ、この者の厚生年金保険の被保険者記録は、当該期間内において2回の欠落期間が確認できる。

申立期間③について、申立人はC社の同僚を記憶しておらず、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の被保険者から聞き取りを行っ

たものの、申立人を記憶している者はいないほか、同社における厚生年金保険の取扱いを記憶している者もいなかった。

また、申立期間①から③までについて、厚生年金手帳記号番号払出簿とオンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致する上、F事業所が保管する資料に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致する。

申立期間④について、申立人が挙げたD事業所の同僚1名は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人と同じく昭和33年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、33年8月27日にD事業所の採用面接を受け、同年9月1日に同事業所に就職したことを明確に記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、G事業所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を保管していない。

申立期間⑤について、E社において申立人と同じく昭和34年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が、「私が入社した時に申立人は既に在籍していた。」と供述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、E社における厚生年金保険の取扱いをうかがえる供述を得ることができなかった。

また、厚生年金手帳記号番号払出簿とオンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで
厚生年金保険の記録によると、昭和46年12月の1か月分の加入記録が欠落している。A社（現在は、B社）には、同年12月末まで在籍し、47年1月1日からグループ会社であるC社（現在は、D社）E工場に転籍した。

昭和46年12月分の給与明細票があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からC社E工場に転籍したが、申立期間にはA社に勤務していたと述べている。

しかし、B社の保管する従業員名簿には、申立人について、「昭和46年12月23日に業務都合により解雇」と記載されており、D社E工場は、「人事記録によると、申立人が入社したのは、47年1月1日である。」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和46年12月23日であることが確認できる。

さらに、申立人が保管しているA社発行の昭和46年12月分の給与明細票には、1か月分に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同社は、当時の控除方式は不明であるものの、現在の社会保険料の控除については、翌月控除方式であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 2 日から 40 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 39 年 5 月 2 日にA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者記録における申立人の資格取得日は昭和 40 年 5 月 1 日となっており、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格取得日と一致している。

また、申立人が入社と同時に建築に携わったとする3階建ての建物に係る登記簿の原因及び日付欄には「昭和41年5月1日 新築」との記録が確認でき、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことをうかがうことができない。

さらに、A社は昭和 42 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡しているため、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月1日から24年4月1日まで
② 昭和25年1月25日から27年9月16日まで
③ 昭和28年4月1日から同年6月25日まで

厚生年金保険の記録では、昭和29年1月21日に脱退手当金が支給されたことになっているが、当時はAに住んでおり、脱退手当金を請求した覚えが全く無いので、調査して申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和29年1月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 46 年 6 月まで
② 昭和 46 年 10 月から 52 年 12 月まで
③ 昭和 56 年 2 月から 61 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社、申立期間③においてはC社に確かに勤務しており、当該各社の同僚等も、勤務していたと証言してくれているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主の妻の証言により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主の妻は、「A社は、厚生年金保険に加入しておらず、夫と私も国民年金に加入しており、申立人にも国民年金に加入するように言った覚えがある。」と供述している。

申立期間②について、複数の同僚の証言により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の一人は、「D職には、フルコミッション制度があり、年金に加入していない人もいる。」と供述しており、複数の同僚が名前を挙げているE部門で申立人と一緒に勤務していた同僚二人についても、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていたこ

とがうかがわれる。

申立期間③について、申立人の複数の同僚の供述から判断して、申立人がC社において勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の事業主は、「本人が希望した場合、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、複数の同僚と一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚二人についてもC社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、同社では厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 24 日まで
私は、昭和 40 年 10 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日まで、A社でB業務の責任者として勤務していたが、同社を設立した昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 24 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しており納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社設立時の準備資料等により、申立人が取締役として同社の設立に携わっていたことが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 41 年 2 月 24 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる上、同僚からも申立期間における厚生年金保険料の控除に係る証言等は得られなかった。

また、A社は平成 14 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から同年 8 月 1 日まで
高校の 1 年後輩の友人から、「A社が技術者を募集しているのでどうか。」という旨の問い合わせがあり、面接試験を受けた。採用となったのでそれまで勤務していたB社を昭和 33 年 2 月 15 日に退社し、すぐにA社C事業所に勤務したのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 8 月 1 日になっているのはおかしいと思う。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C事業所に勤務した経緯についての鮮明な記憶及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前記の同僚は「私は、昭和 33 年 3 月 1 日に入社した。当時、試用期間が3か月から6か月あった。」としているところ、この同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ同年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に資格取得した者に照会したところ、複数の者が、その記憶している入社日と厚生年金保険の取得日が異なっている旨の回答をしている上、試用期間があったことを記憶しているとしている。

これらのことから、A社C事業所においては、入社後、すぐには、厚生年金保険の被保険者資格取得の手続きを行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 8 月 14 日から同年 11 月 12 日まで
転職する際には、期間が空くことは無かったと記憶している。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務していたはずであるが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日にB社に入社するまでA社に勤務していたはずであると主張しているが、複数の同僚に聴取しても申立人が当該期間に勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、A社から提出された社員人事記録の写しでは、申立人の退職日は昭和 58 年 3 月 10 日となっており、雇用保険における離職日の記録と同日である上、厚生年金基金加入員の資格喪失日は同年 3 月 11 日となっており、オンライン記録における資格喪失日と一致している。

さらに、A社は、「人事記録から判断すると、申立人の昭和 58 年 3 月に係る厚生年金保険料については、申立人の給与から控除していないと思われる。」としている。

申立期間②について、申立人は、C社に入社するまで期間が空くことなくB社に勤務していたはずであると主張しているが、申立人の上司及び同僚に聴取しても申立人が当該期間に勤務していたとする証言を得ることができなかった。

また、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認

通知書には、申立人の資格喪失年月日は昭和 59 年 8 月 14 日と記載されていることが確認でき、雇用保険における離職日の記録及びオンライン記録における資格喪失日と一致している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から30年10月1日まで
私は、A事業所を結婚のために退職し、結婚と同時に現住所に転居した。平成21年4月に社会保険事務所（当時）に行き年金記録の確認をした際に、同事業所に勤務した期間の未統合の記録が判明したが、同年9月に当該記録は昭和31年3月1日に脱退手当金を支給済みとの回答があった。当時は、B県から現住所に転居した後で脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和30年10月1日）の前後約2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者5名の脱退手当金の支給記録について、オンライン記録を確認したところ、4名に支給記録があり、うち3名が被保険者資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、及び申立期間当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、退職者本人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記録されているとともに、A事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和31年3月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 26 年 3 月に学校を卒業し、翌月にはA社に入社し、28 年 7 月まで勤務していたが、26 年 4 月から 28 年 1 月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人と同様の業務に従事していた。A社には見習期間があり、見習期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、複数の同僚は、その記憶する入社日より後に厚生年金保険被保険者資格を取得している旨を述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月ごろから 60 年 9 月ごろまで
② 昭和 60 年 11 月ごろから 63 年 1 月 11 日まで
③ 昭和 63 年 3 月 16 日から平成元年 6 月 16 日まで

A社で勤務していた昭和 55 年 12 月ごろから 60 年 9 月ごろまでの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、同社に以前から勤務していた兄の紹介で、55 年 12 月ごろ同社に入社し、60 年 9 月に退職するまで継続して勤務していた。また、B社（現在は、C社）で勤務していた期間のうち、同年 11 月ごろから 63 年 1 月 11 日までの期間及び同年 3 月 16 日から平成元年 6 月 16 日までの期間の被保険者記録が無い。職業安定所の紹介で昭和 60 年 11 月ごろに同社に入社し、平成元年 7 月に退職するまで継続して勤務しており、入社当初の時期と継続勤務の途中で被保険者記録が無いことはおかしい。当該期間について調査をして厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人の兄の証言から、申立人が当該期間に、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主に当該期間における申立人の勤務実態及び同社の厚生年金保険の適用等について文書で照会したが、回答を得られなかった。

申立期間②及び③について、B社の元取締役及び元監査役が、「当時の資料は保管していないことから、具体的な期間は不明であるが、申立人は当社において勤務していた。」と回答していることから、期間は特定でき

ないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の2名は、「申立人は当社において正社員ではなく、臨時の日払いアルバイトとして勤務していた。当社では加入を希望する者のみ厚生年金保険に加入させており、申立人は厚生年金保険の加入を希望せず、本人との合意の上で、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答している。

また、B社が加入しているD厚生年金基金では、申立人は同社において昭和63年1月11日に厚生年金基金加入員資格を取得し、同年3月16日に同資格を喪失した後、平成元年6月16日に加入員資格を再取得し、同年7月16日に同資格を喪失していると回答しており、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人は昭和63年1月11日にB社において被保険者資格を取得し、同年3月16日に同資格を喪失していることが確認できるが、申立期間②及び③については被保険者となっていない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 22 日から 60 年 5 月 21 日まで
② 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間であったことを認めてほしい。

申立期間②は、B社の退職日が、昭和 60 年 6 月末であったので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 7 月 1 日になるはずである。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当該期間当時の源泉控除記録において、申立人の氏名は記載されていない。」旨の回答をしている。

また、A社は、「従業員の出入りの激しい事業も展開していたことから、従業員の厚生年金保険への加入は任意だった。」と回答しているところ、申立人が同僚として名前を挙げる者のうち2名は、いずれも同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、照会した複数の同僚は、入社後、試用期間があったとしている上、別の同僚は、試用期間については分からないが、入社後 31 か月間は厚生年金保険の加入記録が無いと供述している。

加えて、申立期間①において、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名は無く、被保険者資格を取得した者の健康保険番号に欠番及び重複等も無い。

申立期間②について、申立人は、B社に昭和 60 年 6 月 30 日まで勤務し

ていたと供述しているが、雇用保険の被保険者記録では、申立人は、同年6月26日に離職していることが確認できる。

また、B社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

さらに、申立人は、「昭和60年6月分の給与はもらっていないと思う。」と述べているところ、申立人と同日に資格を喪失している同僚の一人は、同年6月の給与は支給されなかったのではないかと供述している。

加えて、当時の事業主に照会を行ったものの、回答を得ることができず、このほかに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月ごろから 34 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 8 月に A 社（34 年 11 月に B 社へ組織変更し、42 年に C 社へ社名変更）を設立し、代表取締役役に就任した。設立して 2 か月ぐらゐ後に社会保険に加入した。社員の育成及び安定確保に意を注ぎ、ほかの企業が社会保険に無関心の中、先駆けて加入した自負と誇りを持っていた。厚生年金保険の加入記録が 34 年 12 月 1 日以降しかないが、それ以前の申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本から、申立期間のうち昭和 33 年 6 月 3 日から 34 年 12 月 1 日までの期間、B 社の代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、B 社は、昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、昭和 34 年 12 月 1 日より前から B 社に勤務していたとしている複数の者は、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうちの聴取することができた者からも、同日より前の期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述は得られない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3370 (事案 15 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ごろから 45 年 2 月 1 日まで

当初の A 社に係る申立ての第三者委員会の結論の中で、申立期間の大部分の期間について雇用保険の記録から勤務実態は確認できるとしながら、昭和 45 年 2 月 1 日までの A 社に係る資格取得者の被保険者整理番号に欠番は無いことから認められないとしているが、当時、出稼ぎ労働者として勤務していた同僚には厚生年金保険が支給されているため、再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無く、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことにより、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 10 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「私と同様に B 職として A 社に勤務していた同僚は、出稼ぎ労働者であったにもかかわらず厚生年金保険が支給されている。」と主張している。

しかし、当該同僚は、「私は、出稼ぎ労働者ではなく、日雇いで入社した。その後、常雇いになってから、厚生年金保険の被保険者になった。」と証言しているところ、雇用保険の被保険者記録では昭和 36 年 6 月 20 日に被保険者資格を取得しているものの、厚生年金保険の被保険者資格は 40 年 2 月 1 日に取得していることが確認できる。

また、複数の同僚が、「A 社では B 職は日雇であった。」と証言してお

り、うち前述の同僚を含む3名は、自身も日雇のB職であったとし、当該3名の雇用保険被保険者資格取得日から厚生年金保険被保険者資格取得日までの期間の隔たりを調査したところ、前述の同僚は、3年7か月、別の同僚は5年3か月ないし6年7か月の隔たりが認められた。

さらに、申立人のA社における厚生年金手帳記号番号の払出日は、昭和45年2月3日であることが確認できる。

このほかに、申立人から厚生年金保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 9 年 6 月 18 日まで
申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって 9 万 8,000 円になっている。
調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 6 年 11 月から 8 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 9 年 5 月までは 26 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 6 月 18 日）の後の同年 6 月 26 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A 社の元従業員に文書照会をしたところ、複数の者が「申立人は社会保険関係の事務及び経理に関与していた。」と述べている。

さらに、申立人は「A 社の代表者印は私が金庫に保管しているので、他人が使用することは考えられない。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、その処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで
雇用保険の加入日は平成 5 年 11 月 1 日となっているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の調査では、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 6 年 7 月 1 日となっている。調査の上、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人はC職で見習期間があった。見習期間中であっても雇用保険は入社と同時に加入させ、状況を見ながら健康保険及び厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、A社が加入していたB国民健康保険組合は、申立人は平成 6 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、8 年 11 月 6 日に被保険者資格を喪失していると回答しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者の記録のある 5 名に申立人について照会したが回答は得られず、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 25 日から 38 年 3 月 14 日まで A 社で B 商品の組立業務をしていたが、年金記録を確認したところ、36 年 4 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間に欠落があり納得できない。

当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚 2 名の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 36 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、連絡先が確認できた同僚からも申立期間における厚生年金保険料の控除に係る証言等は得られなかった。

また、A 社は昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業所所在地の管轄法務局において商業登記も確認できないことから、事業主や役員の所在が判明せず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 15 日まで
私は、昭和 32 年 9 月 1 日に、知人の紹介で A 社（現在は、C 社）の B 営業所に入社し、D 職として E 社等複数の現場に派遣され、34 年 10 月 20 日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が同年 10 月 15 日からの 1 か月しかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の業務内容について詳細に記憶しており、C 社社史及び複数の同僚の供述と一致することから、申立人が申立期間に A 社 B 営業所において、勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人を A 社に紹介したとする同僚は、申立人よりも先に入社したと記憶しているものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日に被保険者資格を取得している。

また、A 社本社及び同社 B 営業所を含む複数の営業所に勤務していた同僚数名は、理由は不明であるが、実際の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に 3 か月ないし 3 年程度の相違があると供述しており、これらの者から、入社日から資格取得日までの期間における保険料控除に係る証言等は得られなかった。

さらに、申立期間当時の A 社 B 営業所の事務長は、当時の現場の状況として、同社の社員である親方と下請の親方がいて、下請の親方の元で働く E 職は、厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと供述している。

加えて、C 社は、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いと回答しているほか、当時、A 社 B 営業所における従業員の採用、

厚生年金保険の加入等の人事権を有していたとされている同社B営業所の
所長は、既に死亡しており、保険料控除等についての証言が得られない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料
及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 4 月まで

私は、昭和 42 年 3 月の高校卒業後、48 年 4 月まで、B 県 C 市にあった A 社において D 業務に従事していた。代表取締役であった父から、経理上、社員とされていると聞いており、毎月給料をもらっていたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容についての具体的な説明から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、適用事業所台帳及びオンライン記録において、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、「母も申立期間に A 社に勤務していた。」旨を述べているところ、オンライン記録から、申立人の母は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、事業主は既に死亡している上、当時の従業員等の連絡先が不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

加えて、A 社は、平成 7 年 10 月 16 日に解散しており、当時の資料は保管されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
私は、A社に平成 7 年 7 月 16 日から 13 年 5 月 15 日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 3 か月ほど違う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 7 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は「申立人は、平成 7 年 7 月からアルバイトとして勤務し、正社員となった後の同年 10 月に社会保険に加入させ、保険料控除を始めている。アルバイト期間は社会保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立人も、「申立期間の 3 か月は試用期間で社会保険に入っていなかったかも知れない。」と述べている。

さらに、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ平成 7 年 10 月 16 日となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月 2 日から 61 年 9 月 27 日まで
② 昭和 61 年 12 月 8 日から 63 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

申立期間は、A市公立学校に臨時的任用職員として勤務しており、B県教育委員会の人事異動通知書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB県教育委員会の人事異動通知書及び勤務記録カードから、申立人が申立期間①及び②においてA市公立学校に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、B県教育委員会が定めている昭和 63 年 4 月 1 日付け職 17 号「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」によると、同県教育委員会の任命する臨時的任用職員のうち、任用期間が2か月を超え12か月を超えない者については、63年4月1日から厚生年金保険に加入させることとしており、同日より前は臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことが確認できる。

なお、公立学校共済組合C支部年金グループ担当者によると、昭和 63 年 4 月 1 日より前においてはB県教育委員会の任命する臨時的任用職員は公立学校共済組合の短期共済（健康保険）に加入させていたとしている。

また、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月ごろから 46 年 10 月ごろまで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社、B社、C社及びD社の4社の記録が無かったが、B社以外の3社については、記録が見つかった。同社においても被保険者であったはずなので、調査して厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと述べているところ、申立人の同社に係る所在地や業務内容の説明から、申立てに係る事業所はE社であると推認でき、同社の事業主の回答から、申立人が申立期間に、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 2 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主を含む 14 名が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、E社が新規適用事業所となった昭和 63 年 2 月 1 日であり、事業主は「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

さらに、E社が新規適用となった昭和 63 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者で、申立人が名前を記憶している4名に照会したところ、回答があった2名のうち1名は、「38年6月から平成15年7月までE社に勤務していた。私は、昭和 63 年 2 月 1 日以前については国民年金に加入していた。」と回答しており、オンライン記録において、この者の回答どおりの国民年金の被保険者記録が確認できる。

加えて、回答のあった残りの1名も「昭和38年6月から平成15年7月までE社に勤務していた。私は、昭和63年2月1日以前については年金に加入していなかった。」と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから29年ごろまで

私は、昭和28年ごろから29年ごろまでの2年間、A社が経営していたB事業所でC職として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の事業主及び同社が経営していた複数の店舗等について詳細に記憶しており、複数の同僚の証言と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に亡くなっており、申立期間当時の事情を聴取できない。

また、申立人が記憶している複数の同僚のうち、管理職であった同僚は、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、ほかの複数の同僚については被保険者記録を確認できない上、これらの同僚は、いずれも既に死亡又は連絡先が不明であるため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、A社に勤務していた2名の同僚は、「自身の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日よりも、実際は2年ぐらい前から勤務している。」と述べており、ほかの同僚は、「当時は、従業員の出入りが激しかったので、ある程度期間を置いてからでないと厚生年金保険には加入できなかったと思う。」と述べていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

加えて、同僚のうち1名は、「C職として勤務していた1年ほどの期間

は、厚生年金保険に加入していないが、D職になったことで加入させてもらえた。」と述べていることから、A社では、厚生年金保険の加入の取扱いについて職種ごとに異なっていたものと考えられる。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 52 年 11 月 4 日から 53 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで、A 県 B 市立の小学校及び中学校に産休補助教員（臨時的任用教職員）として勤務していた。この間の勤務時間や勤務日数は、正規の職員と同じであった。それにもかかわらず、厚生年金保険の記録となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会から提出された申立人の履歴カードにより、申立人が申立期間①及び②において、A 県 B 市立の小学校及び中学校に産休補助教員（臨時的任用教職員）として、勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、A 県教育委員会教育長から発せられた「臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」によると、臨時的任用教職員の社会保険の適用については、昭和 59 年 4 月 1 日からとされている。

また、A 県教育委員会は、申立期間においては、臨時的任用職員は、厚生年金保険に加入させていなかったため、国民年金への加入を勧めていたとしている。

さらに、申立人は、自身と同様に産休補助教員（臨時的任用教職員）として勤務していた同僚の氏名を覚えておらず、これらの者に対して照会を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が 11 万円に訂正されている。しかし、私はこのような処理を届け出た記憶は無い。自身の給与を引き下げること自体不自然であり、社会保険事務所（当時）から何の説明も受けていないので、従前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 5 年 1 月 31 日の後の同年 2 月 5 日付けで 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役であったことが、オンライン記録や同社の履歴事項全部証明書により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの、A社が適用事業所でなくなった経緯について、「景気が悪くなったため、自ら手続を行った。」としている上、「当時、若干の保険料滞納があった。」とも供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月ごろから 37 年 8 月ごろまで
② 昭和 40 年 3 月ごろから 41 年 2 月ごろまで

私は、昭和 34 年 10 月ごろから 37 年 8 月ごろまで伯父が経営する A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、40 年 3 月ごろから 41 年 2 月ごろまで B 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元事業主の回答及び申立人の具体的な勤務に係る記憶から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、元事業主は、「A 社は、当初は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、5 人程度の規模の会社だった。」と回答している。

さらに、申立人は、「最初の 2、3 年間は見習期間であった。」と供述している。

申立期間②について、事業主、同僚の証言及び申立人の記憶から申立人が当該期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 社は、昭和 41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「B社は、当初、厚生年金保険に加入しておらず、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。